

## 「所得控除」に関するQ&A

吉田 寛 相談部 東京相談室

所得控除とは、所得税額を計算する過程で、納税者の個人的事情などを考慮する目的で設けられている制度で、各種所得の金額の合計額から各種所得控除額を控除できるものです。所得控除には、「雑損控除」「医療費控除」「社会保険料控除」「小規模企業共済等掛金控除」「生命保険料控除」「地震保険料控除」「寄附金控除」「障害者控除」「寡婦（寡夫）控除」「勤労学生控除」「配偶者控除」「配偶者特別控除」「扶養控除」「基礎控除」——の14種類があり、一定の要件に該当する場合に控除の適用が認められています。そして、これら所得控除後の金額を基礎に、所得税額が計算されます。今回は、確定申告との関係で関心の高いテーマである「所得控除」について、疑問を抱くことが多いと思われるケースを中心に、そのポイントを解説します。

### 1. 医療費控除

#### [1] 死亡した親の医療費

Q. 入院中に死亡した父の医療費を、被相続人の長男である私が支払いました。支払った医療費は、私の医療費控除の対象となりますか。

A. 入院中に治療を受けた時点で、長男であるあなたと父親が生計を一にしていたのであれば、当該医療費は、父親ではなくあなたの医療費控除の対象となります。

自己または自己と生計を一にする配偶者その他親族に係る一定の医療費を支払った場合は、一定の要件を満たせば、支払った者の医療費控除の対象となります。「自己と生計を一にする配偶者その他親族に係る医療費」とは、医療費を支出すべき事由が生じた時、または現実に医療費を支払った時の現況において自己と生計を一にし、かつ親族である者に係る医療費とされています。

医療費控除の適用を受けるためには確定申告書の提出が必要で、年末調整では受けられません。また、当該医療費を支払ったのは父親ではないので、死亡した父親の「準確定申告（次ページ注）」の対象とはなりません。

注：年途中で死亡した人が、その死亡した年分の所得について確定申告をしなければならない人に該当する場合、また、前年の所得について確定申告をしなければならない人が、その年の1月1日から3月15日までの間に、確定申告をしないまま死亡した場合、その相続人は、その相続の開始のあったことを知った日の翌日から4カ月以内に、被相続人の所得について確定申告をすることになっています。準確定申告において医療費控除の対象となるのは、死亡の日までに被相続人が支払った医療費で、死亡後に相続人が支払ったものは対象となりません。

## 2. 寄附金控除

### [1] 学校の入学に際して行う寄附金

Q. 長女の大学への入学を前に、当該大学より保護者あてに寄附金の依頼文書が届きました。この寄附金を納めたいのですが、寄附金控除の対象となりますか

A. 当該大学の入学に関してする寄附金に該当すると、寄附金控除の対象となりません。

「入学に関してする寄附金」の範囲は、その納入がない限り入学を許されないこととされるもの、その他当該入学と相当の因果関係のあるものとされており、入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの間に納入したもの（入学決定後に募集の開始があったもので、新入生以外の者と同一の条件で募集される部分を除く）は、原則として「入学と相当の因果関係のあるもの」に該当するとされます。

寄附金控除の対象となる特定寄附金には、①国または地方公共団体に対する寄附金、②公益社団法人、公益財団法人などに対する寄附金で財務大臣が指定したもの、③特定公益増進法人（注）に対する一定の寄附金等がありますが、②③については、範囲が限定されていますので注意が必要です。

注：独立行政法人、私立学校、社会福祉法人など。

## 3. 社会保険料控除

### [1] 親族に係る社会保険料

Q. 生計を一にする妻の年金から天引き（特別徴収）されている介護保険料は、夫の社会保険料控除の対象となりますか。

A. 夫の社会保険料控除の対象とはなりません。

納税者本人が、本人または生計を一にする配偶者やその他親族の負担すべき社会保険料を支払った場合は、納税者本人の社会保険料控除の対象となります。例えば、納税者である夫が生計を一にする妻の介護保険料を支払った場合や、納税者である親と生計を一にする子（学生など）の国民年金保険料を親が支払った場合などです。このケースで当該介護保険料を支払っているのは妻であり、夫が支払っているわけではないので、控除の対象外となります。

なお、本件とは直接関係ありませんが、確定拠出年金の掛金は、社会保険料控除の対象ではなく、小規模企業共済等掛金控除の対象となります。

## 4. 生命保険料控除

### [1] 妻が契約者の生命保険料

Q. 妻が契約者である生命保険契約で、妻が保険料を支払っている場合は、当該保険料は夫の生命保険料控除の対象となりますか。

A. 夫の生命保険料控除の対象とはなりません。

生命保険料控除の対象となる生命保険契約は、保険金の受取人のすべてをその保険料の払込みをする者、またはその配偶者、その他の親族とする契約であることとされており、契約者が誰であるかは要件とされていません。この要件を満たす生命保険契約について、夫が妻の保険料を支払っていれば、夫の生命保険料控除の対象となりますが、このケースでは、保険料を支払っているのは妻であるため、控除の対象外となります。

なお、保険料負担者と保険金受取人が異なる場合は、贈与税の課税が生ずることがありますので注意が必要です。

### [2] 一時払い保険料

Q. 私が契約者（＝保険料負担者）の変額個人年金に加入し、私が保険料を一括で支払いました（一時払い）。この保険料は生命保険料控除の対象となりますか。また、生命保険料控除の対象となる要件は、どのようなものがありますか。

A. 一般の生命保険料控除の対象となります。

平成 24 年 1 月 1 日以後の契約の場合は、一般の生命保険料の対象となる他の保険料支払額と合計して、所得税では 40,000 円、住民税では 28,000 円を限度とし、保険料を支払った年の控除の対象となります（注）。名称に「変額個人年金保険」と「年金」の文字が入っていますが、個人年金保険料控除の対象ではありません。

注：生命保険料控除には「一般の生命保険料控除」「個人年金保険料控除」と、平成 22 年度税制改正により新設された「介護医療保険料控除」があります。平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した契約については、適用限度額が以下のように変更されました。

	一般の生命保険料控除	介護医療保険料控除	個人年金保険料控除
平成 24 年 1 月 1 日以後の契約（以下「新契約」）	所得税 40,000 円 住民税 28,000 円	所得税 40,000 円 住民税 28,000 円	所得税 40,000 円 住民税 28,000 円
平成 23 年 12 月 31 日以前の契約（以下「旧契約」）	所得税 50,000 円 住民税 35,000 円	—	所得税 50,000 円 住民税 35,000 円

所得税の新契約での合計（一般、介護、個人年金の各控除を合わせて）適用限度額は 120,000 円。住民税の新契約での合計（一般、介護、個人年金の各控除を合わせて）適用限度額は 70,000 円。また、新契約と旧契約双方について適用を受ける場合の適用限度額は、一般生命保険料控除額は新契約と旧契約を合わせて所得税は 40,000 円、住民税は 28,000 円。個人年金保険料控除額も同様に適用限度額は、新契約と旧契約を合わせて所得税は 40,000 円、住民税は 28,000 円（かつ、上記のとおり、一般、介護、個人年金の各控除を合わせて適用限度額は、所得税は 120,000 円、住民税は 70,000 円）。

## 5. 配偶者控除・扶養控除

### [1] 「合計所得金額」とは

Q. 本人と生計を一にする配偶者や扶養親族についての所得控除である配偶者控除や扶養控除の適用を受けるための要件の中で、「合計所得金額」が38万円以下というものがありますが、この合計所得金額の範囲について教えてください。

- A. 合計所得金額とは、「純損失」「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失」「特定居住用財産の譲渡損失および雑損失の繰越控除をしないで計算した総所得金額（注）」「特別控除前の分離課税の長・短期譲渡所得金額」「申告分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額（上場株式等に係る譲渡損失との損益通算後で、繰越控除の適用前の金額）」「申告分離課税の株式等に係る譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除および特定株式に係る譲渡損失の繰越控除の適用前の金額）」「申告分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用前の金額）」「特別控除後の山林所得金額」「退職所得金額（2分の1後）」の合計額をいいます。

配偶者控除の対象となる控除対象配偶者や、扶養控除の対象となる控除対象扶養親族の判定における合計所得金額は、上記のとおり繰越控除前の金額となりますので、例えば、上場株式等の譲渡損失の繰越控除の適用を受ける場合で繰越控除後の金額が38万円となるときであっても、控除前の金額(合計所得金額)は38万円を超え、配偶者控除や扶養控除の適用を受けることができないこともあるので注意が必要です

注：「事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益通算後の金額)」と「総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の金額)の2分の1の金額」の合計額。

#### 【参考】「生計を一にする」とは

##### ■所得税基本通達 2-47（生計を一にするの意義）

法に規定する「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、次のような場合には、それぞれ次による。

- (1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。
  - イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合
  - ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合
- (2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

内容は2016年9月14日時点の情報に基づいて作成されたものです。

本情報は、法律、会計、税務などの一般的な説明です。個別具体的な法律上、会計上、税務上等の判断や対策などについては専門家（弁護士、公認会計士、税理士など）にご相談ください。また、本情報の全部または一部を無断で複写・複製（コピー）することは著作権法上の例外を除き、禁じられています。